

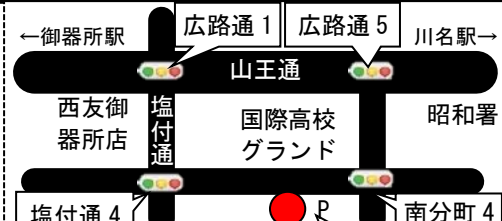


発行 日本共産党昭和区委員会
柴田民雄事務所

No. 89 [2021/11/14]



いつでもご相談を



柴田民雄事務所〒466-0849 昭和区南分町 3-3
御器所駅・川名駅から徒歩11分(事務所の駐車場はありませんが東隣に名鉄協商コインパーキングがあります)

柴田たみおニュース

たみニャン
〒466-0849 名古屋市昭和区南分町 3-3 Tel 052-858-3255 Fax 052-858-3256

tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata_pin / www.facebook.com/tamio.shibata

メールマガジンに登録を右のQRコードで表示される mtouroku@tamio.jcpweb.net に空メールを送信するだけ!



無料法律相談のご案内

協力弁護士と初回無料で法律相談ができます【予約制・30分】

- 第2金曜日：午後2時～4時
- 緊急対応・電話での相談など、ご相談に応じます。まずはお電話を12/10(金)、1/14(金)分予約受付中!

予約TEL:
052-858-3255

国保特別軽減ついに申請無しで自動適用になります!



廃止し、すべての対象者の保険料から2,000円を差し引くことを明らかにしました。2023年4月から実施予定です。

国民健康保険(国保)には、申請すると保険料が軽減される制度があります。その一つが、法定減額の対象となる世帯の保険料を、さらに一人当たり年間2,000円減額する「特別軽減」です。国保加入者の2人に1人が対象となります。

しかし、これまで、申請しないと適用されなかったため、対象者の半数以上が利用していませんでした。民商や年金者組合などの市民団体や、日本共産党市議団は、「法定減額の対象世帯は市で把握しているのだから、自動適用にせよ」と求め続けてきました。

名古屋市は私たちの求めに対して、申請をしやすくする改善を行ってきました。そして、ついに申請方式を

合わせて、現在3%引き下げられている均等割額が、5%引き下げに拡大されます。低所得者の国保料負担が軽減されます。

柴田前市議も財政福祉委員を務めていた2017,18年の2年間は、この特別軽減の自動適用について、繰り返し委員会の議論で求めてきました。市民の皆さんの運動の力と、市議団の粘り強い論戦がついに実を結びました。

一方で国の圧力に屈して一般財源からの繰り入れを無くし、国保料を値上げする計画もあります。そもそも高すぎる国保料を、さらに毎年0.5%ずつ4年間引き上げる計画です。

一般財源からの繰り入れは維持し、値上げを撤回すべきです。

再掲 敬老パス 同意回数制限に同意しなくてももらえます

敬老パスの対象交通機関が、来年2022年2月からJR、名鉄、近鉄の電車、バスに拡大されます。利用交通機関の拡大は、市民の粘り強い運動と2007年度からのわが党の要望が実現したものです。

利用拡大にあたって、利用者は敬老パスにチャージした上で、いったん運賃を支払って乗車し、後から市が運賃相当額を2か月ごとに利用者に返還する、という「償還払い方式」を予定しています。そのため、返還金を振り込む口座を登録すると同時に、健康福祉局が、本人の乗車実績を閲覧することへの同意を得るた



めの「同意書」にサインをもらう仕組みです。

ところが、この「同意書」には「私が敬老パスの利用上限回数を超過した場合、敬老パスの利用が制限されること」にも同意を求めています。「利用制限に反対」という市民から利用制限への賛意を強制されているようで不快だという声上がるのも当然です。

今年3月5日の市議会2月定例会本会議個人質問で、党市議団のさいとう愛子議員が、市民から「同意しないと使用できなくなるのか」「取り消し線を引いて提出してもよいか」という声が寄せられていることを紹

介し、ただしました。

健康福祉局長は「利用回数の集計と運賃負担金の支給に必要な乗車実績の取得に係る事項にのみ同意された場合であっても、…利用上限回数730回の中で敬老パスを御利用いただくことは可能でございます。」と答えました。利用制限への同意部分を取り消し線で消しても敬老パスはもらえます。

利用回数制限については、議会で議決すれば止められます。

回数制限を導入する合理的理由のない今、議会論戦を支える、大きな世論で利用回数制限の導入を中止させましょう。

総選挙後、私たちは何をめざすか

基調講演 中谷雄二さん（弁護士・あいち総がかり行動共同代表） 総選挙後の情勢と、総選挙後の当会の活動への問題提起など。

YouTubeでも配信。



日時:2021年11月19日(金)18:30～
場所:鯉城ホール(伏見ライフプラザ5階)
参加費:無料



11.19(金)
主催:憲法をくらしと政治にいかす 改憲NO! あいち総がかり行動
(お問い合わせ 名古屋共同法律事務所 052-262-7061/事務局 090-9917-6998)

オリンピックとジェンダーを考える

中京大学九条の会事務局長であり、日本スポーツとジェンダー学会会長、東京オリパラ組織委員会理事でもある、^{らいたきょうこ}来田享子さんの「オリンピックとジェンダー」と題するお話を聞きます。



日時:2021年11月26日(金)18:30～
場所:名古屋市高齢者就業支援センター 5F大会議室
参加費:1,000円 定員80人 要予約
主催:鶴舞総合法律事務所
共催:(一社)権利擁護支え合うびーぐる
Zoom視聴は staff@tsuruma.net に問合せ

赤旗文化センター 核兵器禁止条約の意義と今後の課題

今年2021年は、将来的な核兵器の全廃へ向けた、核兵器を包括的に法的禁止とする初めての国際条約「核兵器禁止条約」が発効した記念すべき年となりました。毎年行われる原水爆禁止世界大会の起草委員長を務



められている富田宏治さん(関西学院大学副学長)に、その意義と今後の課題を聞きます。

日時:2021年11月28日(日)午後2時～4時(午後1:30開場)
場所:愛知民主会館2階 東区葵1-22-26(地下鉄「東山線」「新栄町」下車)
参加費:700円 要予約
問合せ:ほっとブックス新栄 TEL:052-936-7551
リモート視聴は ほっとブックス新栄 E-Mail: hotbook@muse.ocn.ne.jp に申し込み

平和のともしびウォークにご参加を

80年前の1941年12月8日は、日本が米国に奇襲攻撃を仕掛けて、1931

年から続いていた日中戦争を、アジア・太平洋戦争に拡大させた象徴的な日です。この日を忘れず、日本が二度と戦争を繰り返さないために、平和への思いをともしびにして持ち寄り、歩こうと始まった平和のともしびウォークは今年で16回目になります。ぜひご参加ください。

日時:2021年12月8日(水)6時～8時
場所:天神町公園(御器所駅南西)～今池西公園
問合せ:昭和区 馬淵090-3153-7855
詳しくは昭和区九条の会 web サイト <https://showa9.nagoya>